

答申第 695 号

平成 30 年 11 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金 子 正 史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 4 月 24 日付けで諮問された特定人事事項に関する決裁文書等公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 814 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定人事事項に関する決裁文書等について、その存否を明らかにすることができないとして公開請求を拒否したことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年2月28日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定人事事項に関する決裁文書等について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月14日付けで、本件請求の内容である特定日Aに実施機関から特定人あてに送付された人事を所管する特定所属 α からの回答等に係る決裁文書、当該回答等に関し特定所属 β から実施機関に送付された電磁的記録、実施機関内で送付された電磁的記録、特定日Bに実施機関から特定人あてに送付された人事に関するファクシミリ文書の送付に係る決裁文書及び当該ファクシミリ文書について実施機関が特定所属 β から送付を受けた電磁的記録（以下「本件対象情報」と総称する。）については、その存否を答えるだけで条例第5条第1号本文に該当する非公開情報を公開することになるとして、条例第8条及び条例第5条第1号本文を理由に、その存否を明らかにすることができないとして公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成30年3月15日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関が条例第5条第1号本文に該当する旨説明する情報は、同号ただし書ウに該当するものであり、非公開情報には当たらない。

(2) 実施機関は違法な事務を行っていることから、個人情報に該当する部分は非公開としたとしても、その余の情報は公開すべきである。

4 実施機関（県央地域県政総合センター総務部総務課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象情報は、その存否を答えるだけで、特定の個人に関する人事上の何らかのやり取りが行われたことが明らかとなるものであり、かかる情報は特定の個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、かかる情報は、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、イ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

この点について、審査請求人は、かかる情報が同号ただし書ウに該当するとして公開すべき旨主張するが、同号ただし書ウで定める「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」のうち、「当該職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合における情報をいい、公務員等の情報であっても、人事管理上保有する職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等は、公務員の職務遂行の内容に係る情報に含まれないと解される。

そして、本件対象情報の存否を答えることで明らかとなる情報は、前記のとおり、特定の個人に関する人事上のやり取りに関する情報であるため、同号ただし書ウで定める「当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る情報」には当たらない。

以上から、かかる情報は、同号本文に規定する非公開情報に該当し、本件対象情報は存在しているか否かを答えるだけで、当該非公開情報を公開することになるため、条例第8条の規定に基づき、本件対象情報の存否自体を明らかにすることができず、本件請求を拒んだものである。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と

規定している。

そこで、本件処分において、その存否を明らかにすることができないとされた本件対象情報の同条該当性について、以下、検討する。

本件対象情報は、特定人に関する人事上の何らかのやり取りが行われたことが前提となっていることから、本件対象情報の存否を答えるだけで、特定人に関し人事上の何らかのやり取りが行われたという、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報」を公開することになることは明らかである。

なお、審査請求人は、本件対象情報が同号ただし書ウに該当する旨主張するため、以下、かかる情報の同号ただし書ウ該当性について検討する。

同号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定しているところ、ここにいう「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」のうち、「当該職務遂行の内容に係る情報」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合における情報をいい、公務員等の情報であっても、人事管理上保有する、職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報に含まれないと解される。したがって、実施機関が説明するとおり、本件対象情報の存否を答えるだけで明らかとなる特定人に関し人事上の何らかのやり取りが行われたという情報は、特定人の身分取扱いに関する情報と評価することができることから、同号ただし書ウに該当しないと認められる。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、イ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、本件対象情報は、その存否を明らかにするだけで、条例第5条第1号本文に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が、条例第8条の規定により、その存否を明らかにすることなく本件請求を拒否したことは、妥当であると判断する。

(2) 条例第7条該当性について

審査請求人は、前記3(2)のとおり、実施機関は違法な事務を行っていることから、本件対象情報を公開すべき旨主張するが、これは、条例第7条に規定する

公益上の理由による裁量的公開を求める趣旨とも解されるため、以下、念のため、この点について検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認めるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件対象情報は、特定人に関し人事上の何らかのやり取りが行われたことを示す情報であって、かかる情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、本件対象情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく、裁量的公開を行わなかったことは妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 4 月 27 日	○ 諮問
8 月 22 日 (第 187 回部会)	○ 審議
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 30 日 (第 189 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 11 月 15 日現在) (五十音順)